

滝の宮線都市計画変更に関する打ち合わせ記録概要(埼玉県)

年	日づけ	県	県の記録内容	市の記録内容
	5月11日			区画整理課一商工会理事会への説明…商業施設に納得できない
05年	6月7日	都市計画課	法線変更の際、4種1級4車線で22mは、現行構造令に適合しない	区画整理課一県…ルートの変更は、事業論であり、都市計画見地からの理由を整理する必要がある。
	7月19日	都市計画課	植樹帯が必要なので、現決定幅員を拡幅することになる。→植樹帯を設置しない理由を整理する。	区画整理課一理由付けを整理し、再度相談。植樹帯、中央帯を設置しない場合、都市計画運用指針の「やむを得ない場合」
	9月8日	市街地整備	県・都市計画担当との調整が必須。地区除外は担保が必要。	区画整理課一県…線形変更を伴うと、都市計画論上、難しくなる。
	10月12日	都市計画・市街地整備	市街地整備…変更理由、道路構造令など、都計道の変更は容易ではないのでは。	
	11月1日	都市計画・市街地整備	市…早期共用とのバランスから、都計道の変更方針を出すのが非常に難しい。県から助言をもらいたい。県…現行道路構造令に適合させるために、拡幅変更する必要がある。	区画整理課一県…線形変更にあたり、道路構造令を遵守する必要がある。
	11月2日			区画整理課一商工会理事会への説明…商業施設に納得できない
	11月10日	都市計画・市街地整備	前回、11月1日の打ち合わせを受け、検討したが、検討業務委託先であるまちづくり区画整理協会の理事の理解を得るに至らないことから、再検討の結果、当初相談どおり、変更し、地権者勉強会で説明すると、桶川市より報告等受けた。	
	11月18日	都市計画・市街地整備	桶川市より、電話報告があり、打ち合わせ。合理性が疑わしい都計道変更を違法とする判決を真摯に受け止め、正当な理由のもと、十分合意形成を図ることにより、見出せるものであること。	
	11月24日	都市計画・市街地整備	なし	線形の変更は、大筋で了承。今後、更に詰めていく。
	1月18日	都市計画・市街地整備	なし	区画整理課一線形、幅員について調整。幅員22メートル。大臣同意が必要になる。
06年	2月7日	都市整備興津副部長、県土整備道路政策、道路街路、県土づくり企画室	明後日、興津副部長の桶川市訪問を控えていることから、線形変更、事業手法の変更を勘案し、各課で打ち合わせた。→資料 参照	
	3月1日	北本県土		12月の都市計画審議会に付議。18年度中に事業計画変更認可を取得する。
	3月10日	県土整備部長、都市整備副部長、道路政策、道路街路、市街地整備、都市計画各課長、北本県土所長	地区外を県施行でお願いする要望書が市から県と整備部長に出された。区画整理事業地内の滝宮線を平成21年までに全線完了させる前提条件、県庁各課の役割分担について確認。県土部長…良くない方向への線形だが大丈夫か？都市計画課…国に確認済み。地元の合意形成が重要。	
	3月16日	河川砂防課	地区内調整池に。公園の底床下は可能だが、調整の必要あり。	
	4月21日	都市計画課	区画整理見直しに伴う滝の宮線について、桶川市で変更図書を作成するにあたり、確認事項があるとのことで打ち合わせを行った。	線形の調整を行う。
	5月23日	都市計画課		都市計画課一説明公聴会の教示
	6月20日	道路政策・道路街路・都市計画・市街地整備・北本県土		沿道の用途地域は平成19年度に行う。組合地発注の基本設計業務委託が7月上旬。県土発注の100m区間(べに花陸橋から東急ビレッジまで)についての測量を平行して進める。
	7月6日	都市計画・市街地整備		区画整理課一都市計画変更のスケジュール、級種は4種3級でよいか？交通量は推計で良い。道路構造令に基づいた根拠の積みあげをしないと件としても同意できない。公園通り線の変更理由は、単に資金不足解消のためとしないこと。
	8月2日			区画整理課一都市計画変更について
	8月19日			高井地区説明会…15名出席、反対者あり
	10月28日			高井地区説明会…17名出席、同意の地権者のみ幅杭設置の説明
07年	12月6日			商工会理事会話し合い…3.5haを一括して業者に売却する。絶対に近隣商業地域になるので、住居系用途になることは無い。